

旧民法延期論の台頭とその背景

蓑輪 明子

はじめに

本稿の目的は、初期議会の時期を対象に、帝国議会開設直前に制定された旧民法の実施延期を求める勢力の台頭とその主張の論理を検討することにある。まず始めに、旧民法の制定とその延期に関する事実経過を簡単に紹介しておこう。

日本では、明治初年より、国内における円滑な市場形成という近代国家一般の課題と条約改正の条件づくりのために民法典編纂事業が進められていたが、一八八七年前後の井上馨条約改正、続く一八八八年から一八八九年にかけての大隈重信条約改正事業の中で、民法典編纂が

急速に進展した。一八八九年一二月、大隈重信条約改正事業が一旦、挫折するが、その際、条約改正を断念しても、法典編纂は継続するという方針が出され、法典編纂事業は継続された。そして、民法典について、帝国議会開設直前の一八九〇年四月に財産関係に関する部分が一〇月に人事に関する部分が公布され、全体として一八九三年一月の民法典施行が決定された。これがいわゆる旧民法である。

しかし、折からの条約改正反対運動の流れを汲んだ法典編纂反対論に加え、旧民法が本格的に編纂され始める一八八九年五月前後から、編纂方針に対する批判運動が盛り上がり始める。いわゆる民法典論争である。旧民法はこうした批判を一定、取り入れたものであったが、そ

の修正は不十分だとして、旧民法施行延期を求める運動が継続される。一八九〇年の帝國議會開設を挟み、旧民法施行直前の一八九一、一八九二年頃には運動が最高潮に達する。そして遂に、一八九二年五月二十八日に貴族院、六月一〇日に衆議院で、「民法商法施行延期法案」(以下、旧民法延期法案)が可決されたのである。この後の修正を経て、一八九八年七月に公布されたのがいわゆる明治民法であった。

法典編纂をめぐる研究では、民法の中でも家族法への関心が高かったが、論争は民法の財産法、商法にも及んでおり、これらの領域にまで立ち入った検討が不可避である。しかし、そうした検討は筆者の力量を大幅に超えるため、本論文では民法典論争の中でも、家族に関わる個所に限って、検討を行いたい。

(1) 先行研究の整理

こうした旧民法から明治民法への一連の動きに関する研究で、最も早い時期になされた研究は、平野義太郎による研究である。平野は、この時期の政治過程を自由主

義的な産業資本と絶対主義的地主の妥協過程と理解し、自由主義的な旧民法が「家」制度を含む、絶対主義的な明治民法へと変容を遂げた⁽¹⁾と理解した。その後、旧民法を自由主義的な性格だと理解する平野の議論は、手塚豊の実証研究によつて修正された。手塚は、旧民法自体、「家」制度的性格が色濃いものであったとして、旧民法と明治民法の共通性を指摘したのである。⁽²⁾

手塚の指摘を踏まえ、その後の研究では旧民法に「家」が存在することを認めているものの、旧民法と明治民法、旧民法擁護と旧民法批判の違いはなお大きいと理解されている。両者の違いの根拠とされているのが、絶対主義的政治体制を背景としているかどうかである。例えば、明治憲法体制の専制的性格を絶対主義と理解して、家族イデオロギーを国民統合に利用しようとしたことにより、旧民法は修正されたとする議論(依田精一)⁽³⁾、旧民法批判を資本主義化に伴う共同体解體への反動として理解し、伝統的共同的家族関係を復活させようとする絶対主義的構想であったとする議論(遠山茂樹、熊谷開作、利谷信義)などである。⁽⁴⁾こうした枠組みは、天皇制国家が絶対主義的な体制だという理解そのものが見直されている

現在においては、受け入れがたいが、民法典論争に関し
て、現在の研究成果を踏まえてその性格を見直す作業は
なされていない。さしあたり、絶対主義論に関わる点を
始め、先行研究に対して、下記のような問題を指摘でき
るように思われる。

第一に、絶対主義論をとる先行研究では、旧民法延期
派が伝統的共同体解体の阻止（すなわち市場化の規制）
を掲げたと理解しているために、旧民法延期派自身が資
本主義化を前提に家族制度の強化を追求した点が看過さ
れている。

第二に、先行研究では旧民法延期論が共同体解体現象
への対応として登場したと捉えながら、分析を民法領域
に集中させているため、旧民法延期論が他の政策領域で
の社会解体への対処と軌を一にして登場した点が解明さ
れていない。旧民法延期論の台頭と社会解体に対する他
政策領域での対応との関連については、分析があるとし
てもイデオロギー政策（教育政策など）に偏っている⁵⁾。

第三の問題は、旧民法延期法案が議会を通過する際の、
支持勢力の問題である。政府は断行論をとっており、民
党にも断行論は少なくなかったから、延期法案を通すに

は、民党議員や保守系議員、政府系議員からの支持を集
める必要があった。実際、旧民法延期法案は、民党、保
守派議員、政府系議員の全体から支持を集めて、可決さ
れている（左記の表は、衆議院での民法延期法案に対す
る態度を示したもの）。

自由党（民党）	94	40 (53)	36 (47)
立憲改進黨（民党）	38	15 (44)	19 (56)
中央交渉部（政府系）	95	52 (63)	31 (37)
独立倶楽部（中立）	31	17 (63)	10 (37)
無所属（政府系）	42	18 (62)	11 (38)
		所属議員総数	延期派（%）
			断行派（%）

水林彪「第一議会における憲法六七案問題と第三議会に
おける民法典論争」八九頁より転載⁶⁾。

しかし、本来、政治構想上、するどく対立するはずの
これら勢力が、なぜ、旧民法延期で一致点を形成し得た
かについては、その論理が十分に解明されているとは言
い難い。従来は、こうした政治構想について、民党の国
家主義化というスジから説明されてきた。しかし、実態
的な社会解体に国家主義的イデオロギーの強調でのみ乗

り切れるのか、という疑問が生じるように思われる。

(2) 本稿の視角

そこで、本稿では、急速な資本主義化と近代国家化がもたらした社会の解体状況への対処が政治課題として浮上し、政治の側が社会解体への対処策を講じざるを得なくなる中で、旧民法施行問題が社会解体への対処策の一環として組み込まれるようになったとの視角から、帝国議会開設期前後の旧民法延期論の台頭を検討してみたい。しかも、家族制度強化を求めて旧民法実施延期を求める人々の社会解体への対処策は、資本主義化と近代国家化の修正ではなく、その徹底を前提としたものであった。

そもそも、民法典編纂は、国内における円滑な市場形成という近代国家一般の課題と条約改正の条件づくりのために行われており、政治的社会的混乱への対処として進められていたわけではなかった。先に述べたように、一八八七年から一八八九年にかけて行われた条約改正事業の進展の中で、民法典編纂事業も急ピッチで進められたが、同時にこの時期は、社会的には農村における農民

層分解と地主―小作関係化の進行、政治的には民力休養論が台頭し、社会的政治的に不安定な時期であった。近代天皇制国家が形式的には確立していたけれども、天皇制国家を実態的に支える社会的関係は未確立であったといえよう。この問題を論じた安田浩によれば、一八九〇年前後には、豪農層であっても農業生産力水準が低位で租税負担に耐えられなかったため、豪農・自作層を含め、経費節減・民力休養論を要求したという。さらに、地方金融制度が未確立であったために、地方財政に余裕がなく、社会資本整備も遅れがちであったが、日清戦後には、農事改良が行われ、農業生産力が向上し、これを基礎に町村財政が膨張した。この段階で、地域の社会資本整備が国と県からの補助金によって行われるようになり、一九〇〇年前後に、天皇制国家を支える実態的な社会関係、すなわち地域名望家支配が確立・安定化を遂げた指摘する。⁷⁾

また、農業生産のみならず、工業における資本主義的生産も未発達であった。その結果、都市においても、人々は不安定な生活を余儀なくされていた。例えばこの時期は、労働者階級について、独自の生活様式を持った階

層としては現れておらず、都市下層に沈殿していたと指摘されている⁸⁾。また、新中間層も、妻が内職などの共働きを余儀なくされるほどの程度の賃金しか得ることができておらず、不安定な生活を送っていた⁹⁾。

以上の社会状況を踏まえるならば、当時の地租軽減などをめぐる激しい政治的対抗は、資本主義的生産と市場化が未だ自律的展開を果たし得ないがゆえに、天皇制国家を支える実態的な社会関係が未確立であったために生じた社会的混乱への対処をめぐる対立であったように思われる。その中で、民力休養論を主張する側と否定する側の両方から、社会的混乱への対処策の中に、旧民法の修正を位置づける勢力が台頭したのである。

そこで以下では、旧民法延期論が批判の対象とした旧民法断行派の論理、民力休養論を主張する側と否定する側の両方から台頭した旧民法批判の論理を史料的に明らかにしながら、その特徴を述べていきたい。特に民力休養論を主張する側と否定する側の旧民法批判については、それぞれの社会解体への対処構想全体を明らかにしながら、その中の旧民法修正論の位置を明らかにしたい。第1章では、旧民法延期論が批判の対象とした旧民法断

行派の論理を検討し、第2章では、民力休養・旧民法批判を唱えた保守派、民党の一部議員の議論を、第3章で民力休養論批判と旧民法批判を唱えた井上毅や政府系議員の議論を検討する。

なお、旧民法断行論の中にも、旧民法断行という点では一致しながら、民力休養の是非をめぐる異なった構想を見出すことができるだろうと思われる。しかし、本稿では旧民法批判の台頭に焦点をあてたために、民力休養への是非をめぐる態度の違いとそれぞれの旧民法断行論との関連について、十分な検討を行うことができなかった。そのため、第1章では、旧民法断行論について、民力休養論の是非に即した検討を省き、一致する諸点について、その構想を明らかにしている。これらは、今後の課題とすることを予め述べておきたい。

1 旧民法断行派の論理

まず、最初に、旧民法断行派の論理を検討していこう。先に述べたように、当初は、法典編纂事業が市場形成と条約改正の条件作りとして進められていたから、旧民法

延期派が主張していた社会的混乱状況への対処の施策として、法典編纂事業を捉えていたわけではなかった。しかし、旧民法延期派が社会的混乱状況への対処の必要性を唱える中で旧民法延期を主張しはじめると、旧民法断行派自身も社会的混乱状況への対処との関係で、旧民法断行を主張せざるを得なくなる。もともと、旧民法断行に積極的であつた政府と民党の一部議員がこうした主張を行うこととなつた。以下に、その主張を具体的にみていこう。

(1) 民・商法典による司法上の権利の確立と

司法による権利擁護

旧民法断行派は、延期派が問題にする社会状況の混乱は、市場秩序を逸脱して、「奸曲」「奇利」を働く「奸点狡猾ノ徒」がいるためだとして、民・商法典による私法上の権利の確立と司法による権利擁護こそが真の対策だと主張した。旧民法断行派が結成した和仏法律学校校友会は、民法典論争の最中の一八九二年五月に発表した文書の中で、近年には「商工業益々発達ス」るが、「細二其

真相実情ヲ観察セバ〔中略〕経済事業ノ尚ホ未ダ幼稚ナル」と述べ、その理由を「法律ノ商工業ヲ保護シ其取引關係ヲシテ安固タラシメ其信用ヲシテ確實ナラシムルモノ」、すなわち法典がないことに求めた。法典がないために「奸点狡猾ノ徒ハ揚々トシテ白日経済社会ニ横行シ商工業経済事業ハ挙テ此等ノ徒ガ奸曲ヲ逞フシ奇利ヲ壟断シ私欲ヲ満タス」状況が生じており、この状況は「商工業ノ発達進歩ヲ妨害シ国家経済ヲ荼毒スルノ甚シク、此等ノ弊害ヲ芟除矯正シ以テ経済事業ヲシテ既ニ萎靡セルニ回復シ国家富貴盛栄ヲ致ス」には「唯民法商法等ノ法典ヲ実施スルニ在ルノミ」だと主張した。¹⁰⁾

民・商法典の実施と司法による私権の保護が必要だという認識は、旧民法延期法案が出された議会でも、政府によつて主張された。長く民法典編纂事業に携わり、当時、文部大臣を務めていた大木喬任は、旧民法延期法案を審議した一八九二年五月の貴族院で、民・商法典の実施の必要性を次のように述べていた。「亜米利加ニ於キマシテハ共和政治」、「英吉利ニ於テハ君主同治」、「露西亞ハ君主專制〔中略〕ト云フ様ニ幾ラデモ体裁ガゴザイマスケレド、是レハ其国々ニ適シテ国家ヲ治メル」、しかし

「人民ノ共通スル事柄ト云フモノハ〔中略〕世界共通スル所ノ道理ニ依ラザルヲ得マセヌ、左モナクンバ今日交通モ出来ズ何モスルコトハ出来」ない、「人ヲ害スル勿レト云フノガ原則デ人ニ借リタル金ハ返サネバナラヌ、売リタルモノハ代金ヲ取ラナケレバナラヌ、品物ヲ買フタナラ代金ヲ払ハネバナラヌト云フ原則ニ外ナリマセヌ」、すなわち「権利者ハ決シテ権利ヲ失ハヌ様ニ義務者ハ義務ヲ免レヌ様ニ相当ノコトヲスルト云フ要点ヨリ外ナイ」と、市場経済のルールを法典化しなければ、今日の世界においてなにをなすこともできないと主張したのである⁽¹¹⁾。

さらに、旧民法断行派は、旧民法が実施されれば弱肉強食がはびこるという旧民法延期派の批判に対し、社会的弱者が不利益を被るのも、民・商法典上の権利保護が不十分なればこそだと再反論した。和仏法律学校校友会は、弱肉強食が蔓延るのも「皆法律不備不完ニシテ権義ヲ明カニシ信用ヲ保護スルニ足ラザルナキニ職由スルニ非ズヤ」として、契約の自由、私法上の権利の保障は「凡ソ此等ノ事経済社会ヲシテ活動発達セシメ生産的事業ヲシテ振興隆起セシムル」と主張したのである⁽¹²⁾。

以上のような主張は、政府系議員や民党議員からもなされた。例えば、政府系議員であつた渡辺又三郎は、一八九二年六月に行われた衆議院における旧民法延期法案の審議の中で「今日我国商工業ノ有様」は「商法ノ実施ガナイタメニ」、「狡猾ノ徒ガ白日経済社会ヲ横行シテ、今日非常ナル経済上ノ恐慌ヲ来シテ居ル」と社会的混乱の原因を「狡猾ノ徒」の存在に求めると同時に、「国家ノ隆盛ヲ図ラントスレバ、人民ノ福利ヲ図ラナケレバナライ、人民ノ福利ヲ図ルニハ、私権ノ担保ヲ強固ニセネバナラヌ〔中略〕即チ新法典ヲ速力ニ実施スルノ外ハアリマスマイ」との認識を示して、旧民法断行を主張した⁽¹³⁾。さらに立憲改進黨の島田三郎も同日の議会で、民・商法典を延期するか否かは「民生ノ上ノ利害ヲ考ヘナケレバナラヌ〔中略〕裁判所構成法ハ実行サレテ、先ヅ法律ヲ行フ所ノ側丈ハ、出来タノデアルガ、中デ行フ法律ニ就イテハ刑法ノ部分ヨリ外ナイ」、こうした中で「我々民生ヲ安ズベキカト云フニ、一大雲霧ガ此間ニ生ジテ、ホトンド適従スル所ニ迷ハンケレバナラヌ」と、私権と司法の確立を行うことが必要だと主張した。また、島田は「党派問題、或ハ行掛リノ問題トナサスシテ」民・商

法典断行を行うべきとして、政党間や政府との政治的対立から切り離して民・商法典を施行すべきと主張していたのである。⁽¹⁴⁾

(2) 家族員の権利擁護による「家」や家族の安定

さらに、旧民法断行派は、法典実施と司法による私権の確立を通じて安定するのは市場や社会だけでなく、「家」や家族もまた同じであると考えた。

そもそも、旧民法では、経営体としての「家」を位置づけたために、長男子単独相続制度を採用し、戸主に対して一定の権限を付与していた。さらに、戸主ないしは夫に財産権限を付与し、戸主や夫による効率的な財産運営を期待していた。⁽¹⁵⁾しかし、こうした規定の存在にも関わらず、旧民法は、家族員の権利保障を通じて、「家」や単婚小家族を安定させようとする志向を持っていた。例えば、夫婦財産制度における妻の権利、扶養における家族員に対する権利付与に、この志向を見出すことができる。

まず、夫婦財産制度について、言及したい。旧民法で

は、夫婦双方が持つ財産について、夫が管理することを原則としていたが、一方では、妻の財産権を保障するための規定も設けられた。⁽¹⁶⁾例えば、旧民法担保編二〇四条一項では、妻の財産が夫によって損失させられることを想定し、その場合にでも、妻が自分の財産分を確保できるように、夫に債権を設定できると規定していた。これは妻が「嫁スルヤ充分ノ財産ヲ有シ」ても、結婚後「夫ノ為メニ費消セラレ」た結果、妻の財産の有無が「遂ニ曖昧ニ了スルニ至ル」ことを防ぐために規定されたものであった。法律が妻の権利を保障しなければ、妻は「利害ノ関係ヲ相反スル事項ニ在リテハ其位地上全ク自由ヲ失フ」のであつて、妻の権利を保障することは「社会ノ一大要務」だと考えられていた。⁽¹⁷⁾

こうした妻の財産上の権利を保障しようとする志向は、単に妻個人の権利をそのものとして保障するだけでなく、妻に対する権利付与を通じて「家」や単婚小家族を安定させようとする意図も持っていた。こうした志向を端的に現す史料として、旧民法延期法案が可決された後に設置された法典調査会の一八九三年一月に行われた総会での磯部四郎の発言をあげておきたい。磯部は旧民

法制定に深く関わった人物の一人であったが、財産担保権のような、妻の財産上の権利保障が必要な理由について「妻トナツテ居ル間ニ夫ガ妻ノ財産ヲ失ハセル様ナ事ヲシテ置テ既ニ権利ヲ伸張スル道ガナクナツテカラ離縁スルト云フ様ナ事ガアツテハ困ル」⁽¹⁸⁾と述べていた。妻に権利を与えてもその権利を行使するの必要を感じず、「各々相和シテ生活シテ往クノガ」家族の「円滑デ」あつて、「一方ニハ〔権利を〕引用者」伸張スベキ途ヲ塞デ仕舞ツテ刀ノ下ニ押し伏セテ置テ、「夫レヲ以テ円滑ダト云フ事ハ言ヘナイ」として、⁽¹⁹⁾家族的結合を安定させるためにも、家族の解体の際に対処するためにも、妻の財産上の権利保障が必要だと主張したのである。

さらに、家族員への権利付与による「家」や家族の安定という志向は、扶養義務規定にも見出すことができる。扶養義務は、家族員の側からすれば、扶養される権利となるが、旧民法断行派は扶養される権利を設定すること
で「家」や単婚小家族が安定すると考えた。例えば、旧民法制定をリードした箕作麟祥は、一八九二年五月の貴族院における審議で、扶養義務の設定が「決シテ倫常ヲ紊ルモノデハナイ」と述べ、「將ニ飢餓セムトスル様ナモ

ノヲ苟クモ親子トカ兄弟姉妹」が「之ヲ黙ツテ見テ居ルモノデナイ」とした。今後、「若シモ風俗ガ〔中略〕淳良デナイ〔中略〕コトニナリマスレバ其時ニ至ツテ法律ノ規定デナケレバドウニモ此養料ヲ給セサル訳ニハ参リマスマイ」と述べて、扶養義務の必要性を主張していた。⁽²⁰⁾

さらに、大木喬任も一八九二年五月の貴族院における審議で「家」を安定させるために、扶養される側の権利は必要だと述べていた。大木は「維新前ニ於キマシテハ親ガ長子ニ譲レバ長子ハ即チ親ノ義務ヲ負担シタ」が、「今日日本ノ新世界ノ有様ハ維新ヨリ彼レ是レ混雜シテ」、家督相続をしても財産は長子が「全ク〔中略〕取ツタ訳ノモノト思テ親ノ代理ヲシテ親ノ義務マデ負担スルト云フ様ナ考ヲ今ハ持タヌ」ため、扶養義務がなければ親に扶養されていた人々の生活安定が損なわれると、扶養義務設定による「家」の安定を主張したのである。⁽²¹⁾

家族員の権利保障による「家」や家族の安定という志向は、民党の議員にも共有されたものであった。例えば、立憲改進黨の議員であった加藤政之助は、一八九二年六月の衆議院における審議の中で、法典を執行しても「日本ノ良風美俗ヲ害ハナイ」、むしろ「日本ノ良風美俗ノ中

ノ粹ヲ抜イテコレヲ存シテ、之ニ欧米ノ良風美俗ヲ加ヘ
タ〔中略〕実ニ完全ナルモノデアラウ」と述べていた。
というのは、現状では「一家ノ戸主ガ自分ノ不身持ノタ
メニ、若クハ相場場ヲシテ損ヲシタト言フコトノタメニ、
若クハ賭博ヲ打ッテ借金ヲ据ヘタト云フコトノタメニ、
此戸主ガ身代限ヲスルト云フ場合ニナリマシタナラバ」、
「其戸籍ニ属シテ居ル所ノ子弟ノ財産、其戸籍ニ属シテ
居ル細君ノ財産ト云フモノハ〔中略〕公売処分ニ付セラ
ル、」ことになってしまふ。これは「子弟細君ノ財産権
ト云フモノガ強固ナラザルタメニ」生じていることであ
り、「残ラズノ財産ヲ取ラレテ、凍餒ニ瀕スルト云フコト
ニナツタラ〔中略〕実ニ残酷薄デアル」と述べ、こう
したことを生じさせないためにも、家族員の権利を尊重
する旧民法が必要だと主張したのである。加藤もまた、
家族員に対する権利を保障することで、「家」や単婚小家
族の安定を図ろうとしたのである。⁽²²⁾

旧民法断行派は、以上のような論理で旧民法を擁護し
たが、こうした主張の背景には、今後は、「家」や家族の
結合が脆弱化し、家族紛争が多くなるという認識があつ
た。例えば、旧民法断行を主張した鳥尾小弥太は、一八

九二年五月の貴族院における審議の中で、「権利ダトカ義
務ダナンゾト云フコトハ私共幼少ノ時ニハ聞イタコトハ
ナイ」が、「今日ニナツテ権利ト義務ヲ丸ツキリ言ハヌト
云フコトモチツトムツカシカラウ」と民法上の権利を擁
護する意義を強調していた。鳥尾は、今後、「随分争ガ起
ル〔中略〕従来ノ一國ノ協和一家ノ協和朋友間ノ協和ト
言フコトモ随分破レ」、「人事ノ段々錯綜スル」と想定し、
この流れを「自然巴ムヲ得ナイコトト先ツ観念」してい
た。その上で、増大する家族間紛争を処理するためには、
各家族員が個人として有する権利に即して処理する以外
に方法はなく、そのために旧民法断行が必要だと述べて
いたのである。すなわち「家族ガ以テナスベキ事ニ當ッ
テハ家族主義ヲ執ラ子バナラヌガ一個人ト一個人トノ間
ニ起ツタコトハ一個人デナケレバドウシテモ始末ガ著カ
ヌ」、「夫婦間ノ争ガ訴訟トナツタラ貴様ハ家族主義ヲナ
ゼ執ラヌカト云フ訳ニハイキマセヌ」と述べていたので
ある。⁽²³⁾

以上のように、旧民法断行派は、旧民法を断行して、
財産領域を含めた私権の確立によって、経済成長と社会

的安定を図ろうとした。さらに、家族領域については、「家」を経営体として位置づけ、戸主や夫に財産権限を集中させる一方、家族員に対して権利を付与することで家族的結合を強化し、同時に「家」や家族の解体に対処しようと考えたのである。以上のような構想は、政府、政府系議員だけでなく、民党の一部議員にも共有され、旧民法断行が主張された。

2 地租軽減・民力休養論の側から台頭した旧民法批判

続いて、旧民法延期論のうち、民力休養論の側から台頭した旧民法批判の議論を検討していこう。民力休養論の側からは、地租軽減を主張しつつ、旧民法を修正して権威的家族秩序を強化しようとする保守派の勢力と、地租軽減を主張しつつ、家族問題とは別の角度から旧民法延期を論じる民党を中心とした勢力が台頭した。一方、地租税率維持を前提としつつ、農村疲弊問題に対処しようとする構想した論者の中からも、権威的家族秩序を強化して社会的安定を図ろうとする議論が登場している。

両者は、民力休養論の是非を中心として、異なる社会構想を持っていたが、家族法への批判という点では、民党を除いて、一致した内容を持っていた。そこで、民力休養論と旧民法延期を主張する議論の内容を検討する前に、民力休養論から台頭した保守派の旧民法批判と民力休養を否定する側から台頭した旧民法批判に共通する家族法批判の要点をおさえておこう。

(1) 旧民法延期論の家族法批判の要点

両旧民法延期派は、旧民法断行派が「家」や家族の解体はかなり進むと想定して、家族員に権利を付与することで「家」や家族の安定をはかろうとしていた点を批判した。家族員への権利付与は家族紛争をむしろ惹起し、「家」の破綻を招きかねないと考えたからである。論点は多岐にわたっているが、ここでは、妻の権利、扶養義務設定に対する批判を取り上げたい。

まず、妻の財産上の権利に対する批判を具体的にみていこう。第1章で述べたように、旧民法では、家族生活を安定化させるために、妻の財産上の権利を保障し、妻

の財産担保権を規定していた。さらに、この権利を擁護するため、旧民法担保編二一六条では妻が「夫又ハ裁判所ノ許可ヲ要セス婦ノ請求ニ因リテ之〔夫に對する債權ノ引用者〕ヲ登記スルコトヲ得」と規定していた。

しかし、旧民法延期派は、旧民法斷行派の発想とは逆に、妻の財産上の権利が家族の安定を損なうものであると批判した。すなわち、「夫方其妻ノ物ヲ借りタルト力又ハ使ツタトカシマスレハ妻ハ其夫ノ家屋ナリ土地ナリヨ自分ガ十分ト思フ丈ヲハ裁判所ヘ行キマシテ自分ノタメニ登記ヲシテサウシテ夫ニ土地家屋ヲ自由ニサセナイコトガ出来ル……日本ニ於キマシテ斯様ナル法律ヲ行ヒマシテ一家ノ平和ヲ保ツコトガ出来マセウカ」と、妻の財産上の権利が家族紛争を惹起するとして、特に二一六条の削除を求めた。⁽²⁴⁾

また、扶養義務設定に対しては、扶養義務を設けてしまつと、父母等の年長者が虐げられてしまつたり、年下によつて年長者が訴えられたりして、權威的家族秩序が乱れるという批判が行われた。例えば、小畑美稲は第一回帝國議會貴族院（一八九一年）に民法延期建議案を提出した際、「日本ニ於テハ古來ノ習慣デ」、「自分ガ富貴ニ

ナレバ親ヲモ同様ニ富貴ニ扱ハ子バナラヌ」とされてきたが、「今日箇様ナ法律ヲ設ケマシタラ親デモカツイサヘセ子バ宜イ凍ヘサヘセ子バ宜イ」ことになる、これでは「如何ニモ美風ヲ破ル」として、扶養義務の設定自体に反対していた。また、村田保は、一八九二年の貴族院における審議の中で、扶養義務が設定されれば「放蕩ノ子ハ親ニ對シテ訴ヲ起シテ養料ヲ受ケルコトモ出来、又無頼ノ弟ハ兄ニ對シテ養料ヲ訴フルコトガ出来マセウ、然ルニ我邦ハ古來ヨリ倫理ヲ尊ブノ習俗デゴザイマスルカラ臣トシテ不忠、子トシテ不孝ナルコトハ我国体ガ許サズル」として、扶養される権利の「濫用」を危惧して、扶養義務に対して批判を行つていた。⁽²⁵⁾

旧民法延期派は、家族法に関して以上のような批判を繰り広げ、權威的家族秩序の強化を求めていたのである。

（2）民力休養論と旧民法批判

では、以下では、民力休養を主張しつつ、旧民法を批判した勢力のうち、保守派の議論を見ていこう。

ここで保守派という場合には、元田永孚ら、藩閥政府

と距離を保ちつつ、天皇親政を組み込んだ独自の立憲制構想を持ったグループを指している。かれらの家族制度擁護を含む国家構想は、しばしば、前近代的社会關係を復活させようとしたものと考えられてきたが、現在では、いわば、先進資本主義国による植民地化の脅威に直面して、植民地化を避けるために考えられた、保守派独自の近代国家構想とも言える構想であったと評価されている。⁽²⁷⁾

元田らは、日本独立のカナメが、天皇の人格による人々の収攬にあると考え、政治の基本は徳であると考えた。臣民は、人格的に陶冶された天皇に輔導されるとともに、自らも法や教育によって徳を陶冶する存在とされ、権威的な家族制度に基づく道徳は社会的秩序の中核をなすと考えられた。天皇親政運動以来のこうした国家構想は、論者によって議会の位置づけ方に相違があるものの、近代立憲制を拒否するものでなく、権威的家族秩序が道徳政治に必要だという点では、一貫していた。⁽²⁸⁾ また、保守派の論者たちは、民法典論争が交わされた時期には、民党と協力して、民力休養を唱えていた。以下では、保守派の論者の中でも、谷干城の議論に即して、その構想の特徴

をみていこう。

第一に確認しておきたいのは、保守派であっても、日本独立を維持するためには、資本主義化と富国強兵は不可避であると考えていた点である。一八九一年一二月、谷は第二回帝国議会において内閣総理大臣・松方正義が行った施政方針演説を批判するため、「施政ノ方針ニ関スル建議案」を貴族院に提出していた。この建議案の中で、谷は「国家ノ独立ヲ永遠無窮ニ保持センムト欲セハ主トシテ富強ヲ図ルニ在リ〔中略〕況ヤ万国競争ノ大勢ハ進ムアリテ而テ退クナシ」、「商戦兵戦ノ我東洋局面ニ起ルノ傾向ハ近時ニ至リテ益々甚シ」と世界情勢についての認識を述べた上で、「必ス宜シク大勇断ヲ以テ大改革ヲ行ヒ国家永遠ノ計ヲ策シテ富強ノ基ヲ固クセサル可ラサルナリ」と主張したのである。⁽²⁹⁾

しかし一方で、谷は、藩閥政府主導の資本主義化と近代国家化には問題があり、社会発展も軌道にのっていないと批判していた。この点が、保守派の議論でおさえておきたい第二点目である。谷は、明治維新から「二十四年ヲ経過スル今日猶未タ其実績ヲ見サルノミナラス都鄙貧困ノ状況ハ反テ往時ニ倍スル〔中略〕方今内国窮民日

ニ多ク窃盜年ヲ追テス」⁽³⁰⁾ 現状認識を述べた上で、その原因として、藩閥政府の「空氣的政治」をあげていた。⁽³¹⁾「空氣的政治」とは、借り入れによって、実際にはお金を持つていないのに、分不相応にもうけをなしたり、自らを大きくみせようとすることであり、この点では、商売人も、政治も同じだと谷は捉えていたのである。「實際自己ガ富貴ニアラズシテ富貴ノ真似ヲスル……金ガナイノニ矢鱈ニ金ヲ借り成ハ紙幣ヲ増発シ或ハ国債ヲ起シカノ外ノコトヲシテ外見ヲ飾ル」状況である、彼らは「唯一時目前ノ害ヲ取ツテ所謂後ハ野トナレ山トナレドウナツテモ構ハヌ」という姿勢であると批判した。「斯ウ云フ政治ノ下ニハ必ず山師的ノ商人ガ出テ〔中略〕真正ナル商人工人ガ庄倒サレテ仕舞フ」し、軍隊についても「兵隊ノ数ハ立派ニ具ハリ服ハ如何バカリ奇麗ニゴザリマシテモ〔中略〕器械ハ却テ良好ナルモノヲ持タスコトハ出来ヌ」と考えたのである。⁽³²⁾

谷によれば、「空氣的政治」を正して「実態的ノ政治」を実現させれば、眞の商業・工業が発達し、富国も達成できるといふ。「実態的ノ政治」においては「無モノヲ持テ有ルコトハ出来ナイカラシテ勤儉ヲ主トセバナラ」

ず、「儉約ヲ主トシテ政ヲスル」ことになるが、「斯ウ云フ主義ヲ進ミマスル時ニハ遅イヤウデモ却テ早」く、「山師商人ナドハ迷惑ヲ」し、「其代リニ真正著実ナル商人ガ出来」ることになり、「著実ノ工人ハ益々奇想ヲ生ジテ善イ物ヲ出ス様ニナル、サウナツテ来ルト輸出ノ額ハ次第ニ殖工」ていくという。さらに軍隊についても「縦令兵營ハ粗末ニゴザイマシテモ兵服ハ粗末ニゴザイマシテモ敵愾ノ氣ハ充滿シ兵器ハ良巧ナル物ヲ与ヘルコトガ出来」と考えていた。そもそも、重すぎる租税負担は「空氣的政治」の象徴であつたから、「実態的ノ政治」が実現すれば「酷ナル租税ト云フ様ナモノハ減スル」⁽³³⁾と、民力休養を主張したのである。

第三に注目したいのは、谷が民力休養が実現すれば、家も安定し、国力が増強すると考えていた点である。すなわち「実態的ノ政治」が実現すれば「人民ノ力ハ次第次第ニ養成セラレマシテ家々勤勉蓄財シテ一家ガ自ラ鞏固ニナル、一家ガ鞏固ニナリマスレバ一國モ安隱ニナル」と。谷は「実態的ノ政治」、民力休養の実現によつて、現実に家も再度、強化されうると考えたのであつた。⁽³⁴⁾

第四に、谷は道徳政治の実現による社会的秩序の維持

という観点からも、「家」は強化されなければならないと考えていた。先に示したように、保守派は道徳が政治の根本にあると考え、人々の道徳を陶冶し、強制するための手段として法律を重視していた。一八九二年五月の貴族院における旧民法延期法案の審議の中で、谷もまた「西洋西洋ト云ハレルケレドモ西洋ニハ一種ノ社会ノ制裁モアリ又一種ノ道徳ヲ以テ維持シテ居ル」、しかし、日本社会は「随分堂々タル頭ノ太イ人デモ種々悪ルイコトヲシタ聞モア」り、ただ「法律サエ据ヘタラ是レデ国ガ治ルト云フハ洵ニ驚キ入ツタコトデ、法律ノ意旨ヲ考ヘルニ道徳ト伴ハナケレバ其用ヲナスマイ」と、権威的家族秩序を緩和した旧民法に対して批判を加えたのである。⁶⁵⁾

以上のように、谷干城に代表される保守派は、当時の社会的混乱に対して、「実質政治」の確立によって民力休養を行つて経済を発展させ、「家」の実態を安定させることを構想すると同時に、旧民法を修正し、権威的家族秩序を強化した民法を制定することで国民道徳の強化を図り、社会的秩序を安定させようとしたのであった。しかも、「家」の安定や権威的家族秩序の強化は、近代国家化

や資本主義化の手を緩めることで行われるのではなく、藩閥政府流ではない方法で近代国家化や資本主義化を達成することによって、なされうる性質のものであったのである。

(3) 民党の民力休養論と旧民法批判

一方、保守派と同じく、民力休養と旧民法批判を繰り返した勢力として、民党議員の一部をあげることができ、民党の一部議員は民力休養による家族経営の安定を構想した点で、谷干城らと共通した側面を持っているが、旧民法批判の仕方は保守派のそれとはかなり異なつたものであった。民党の旧民法批判の焦点は、民法の家族法領域というよりも、財産法領域に対する批判にあつた。以下、旧民法批判を展開した民党議員の議論についてみておこう。

第一に、民力休養による農村家族の安定の必要性という点では、保守派と民党議員は共通する側面を持つていた。例えば、民力休養を唱えながら旧民法延期法案にも賛成した自由党の鈴木萬次郎は、一八九二年六月、地租

条例改正案に関する衆議院における審議の中で、「十五年間若クハ二十年ノ間ハ如何ニ工業ノ発達ヲ図リ、商業ノ進歩ヲ図ツタトテ」、なかなか西洋の国々と「進歩ヲ同じクスルト言フ程ノコトハ出来ナイ」ため、「日本ガ是カラ種々ナル新事業ヲ興スニ就イテ」は「矢張農産物ヲ以テ是レニ充テルト云フノ外ハナイ」として、日本の工業化を支える源泉として農業生産を据え、その安定を図ることを求めていた。しかし、現状の農業は「大農ハ下ツテ中農トナリ、中農ハ下ツテ小作人トナリ」、「漸々下ツテ下ニ傾イテ居ル」ような状態であり、その原因は農家の「実収入ノ五割ハ税トシテ、之ヲ取ラレ」、「最早農一戸々々ニ就イテ甚ダ酷イ割合ノモノデアル」ために生じていると述べていた。「国家ヲ隆盛ニ赴カシメ、又是丈ノ事業ヲ起サンケレバナラヌト云フ様ナコトノタメニ、耐ヘ得ルナラバ宜シウゴザリマスガ、最早一戸々々ニ就イテ耐ヘナイト云フ有様デアル」のだから地租税率を下げるべきであると、民力休養を主張したのである。⁽³⁶⁾

この主張は、既存の家族経営安定を通じて経済発展を図ることを前提としており、民力休養を通じた「家」の安定を構想した谷干城と同様の傾向を持った主張である

といえよう。但し、民党議員の民力休養を通じた家族経営の安定という論理は、旧民法への態度の如何をとわず、民力休養論を主張する民党議員に共通してみられる論理であった。民力休養を通じた家族経営の安定を主張した議員の中で、さらに、旧民法に賛成する議員と延期を求める議員に分かれたのである。

旧民法批判を行った民党議員の議論の内容として第二にあげておきたいのは、彼らの旧民法批判の焦点が保守派のような家族制度強化ではなく、旧民法財産法領域における農村旧慣軽視の傾向への批判という点にあったことである。この問題を検討する上で参考になるのは水林彪の議論である。水林は、民法典論争の土地法に関する論争を検討し、旧民法延期派が絶対主義的地主制の要求を体現していたとする先行研究を批判して、民党の旧民法延期論の中には、地主的利益を追求するだけでなく、農業組合、小作や水利、入会などを民法上、規定せよという要求が存在していたという。水林は、こうした要求は小農を保護しようとするものであったと指摘する。⁽³⁷⁾

水林が上記の点を明らかにするにあたって、注目した

資料のひとつが、立憲改進黨の鳩山和夫、高田早苗、自由党の鈴木萬次郎、三崎龜之助らが提出者となつて、衆議院に出されていた「法典実施延期案」であつた。この法案は民法商法の延期を求めた法案であつたが、貴族院でも旧民法延期法案が提出されて可決されたことから、鳩山らの提出した「法典実施延期案」は衆議院で審議されずに、貴族院提出の法案が衆議院で可決されたのである。鳩山らの「法典実施延期案」は、旧民法を「其規定する所帝国の風俗習慣に稽察する所なくして漫然其範を欧法に取其倫常を攪亂し風俗を打破するもの少しと」しない法律だと理解した上で、具体的な問題として、土地水利、小作、入会に関する規定が明確でないことを上げていた。鳩山らは、「法典の良否は直ちに国民の休戚に關係し其影響する所」だとして、法典の修正を求めたのである。⁽³⁸⁾

水林は、鳩山らの「法典実施延期案」を小農保護的志向をもつ法案だと理解しているが、法案は地主制そのものは否定しておらず、より正確に言うならば、共同的慣行の保護を通じて、既存経営（その中には小農も含まれるが、地主も含まれる）を維持しようとしたものと捉

えることができる。

一部民党議員の旧民法批判の内容は、同じく民力休養と旧民法批判を主張していた保守派とは異なつたものであつたが、少なくとも、旧民法延期を求めているという点では一致していた。⁽³⁹⁾

以上のような形で、民力休養論を主張する勢力の中から、保守派の民力休養による「家」の實質的安定と権威的家族秩序の強化を主張する議論が台頭した。それと同時に、民力休養による家族経営の安定と民法による旧慣保護を求めて旧民法修正を主張する民党の一部議員による旧民法批判が台頭したのである。

3 民力休養批判勢力の中から台頭した 旧民法延期論

続いて、民力休養論を否定し、地租税率を維持して近代化のための財源を農村に負担させる路線を維持しつつ、旧民法を修正すべきだと考えた井上毅や政府系議員の議論をみてみよう。

(1) 農村疲弊問題とその対処の必要性への認識

井上毅は、議会開設が決定した一八八一年以降、議会からの同意を得ながら、いかに近代国家化と資本主義化を進めていくのかという問題を考えるようになっていた。特に、一八八〇年代後半からは、紙幣整理後の経済不況後、疲弊状況を脱却できない農村に対する危機感を強く持ち、こうした状況に対する対処の必要性を唱えていた。

井上は「人民八年々納税ニ支へ、財産ヲ売り、田畑ヲ質ニシ、其結局遂ニ流亡離散ノ惨状ヲ免レザル」⁽⁴⁰⁾、「流民ノ老ヲ携ヘ幼ヲ扶ケテ、東京ニ生活ノ便ヲ求メントシテ、郷里ヲ離レ来ル者、幾群トナク、道路ニ陸続タル」、「貧民流離ノ結果トシテ、賊盜罪犯ノ員数ハ、著シク増加シ」、「軽罪犯モ同シク比例ヲ以テ増加シタル」⁽⁴¹⁾と述べ、農村から人々が流出するほど、農村疲弊の現状は深刻であると捉えていた。

しかも、井上は農村疲弊の原因が単なる経済の好不況にあるとは考えておらず、「商工ノ不景氣ハ大概其回復ノ反動ノ静止スル時期ニ於テ平準挽回スヘキヲ以テ三年又

八五年ノ間ニハ、其痛苦ヲ忘レ、ニ至ルヘキモ農民ノ困難ノ進退ハ商工ト同一ノ比例ニテ並行スヘキヤ」、「楮幣ノ価回復ニ向ヒシヨリ既ニ三年ヲ経、其全ク回復シタルヨリ既ニ一年半ヲ経タレ共未タ農民ノ生計上ニ回復ヲ見ズ」⁽⁴²⁾と、商工業の経済が回復しても、農村経済は回復していないと認識していた。

さらに、井上は農村が固有に困難を抱える原因として、租税負担の重さと農産物市場価格の変動があると考えていた。すなわち「地方税町村不納ノ為ニ、公売処分ノ数、全国ニ三十万戸ニ上リタル」状況であり、「一概ニ是レヲ国民困屈ノ証拠トナスヘキニ非スト雖モ、亦夕衆証中ノ一部証タルヘキハ掩フヘカラザル」⁽⁴³⁾と述べ、さらに「中産以下ノ農民ノ困窮ハ〔中略〕菜種ノ副産物ノ価ヲ失ヒタルコト其一部ニ居ルナリ菜種ノ下落ハ一時ノ双場ニハアラズシテ将来ノ益々衰滅ニ歸ス」⁽⁴⁴⁾としていたのである。

しかも、井上は、過重な租税負担と市場化がもたらした農村疲弊問題に対して、政府が積極的に対応しなければ、政府の政策に対する国会の同意を得ることができないと考えていた。政府としては、農村疲弊問題の解決のために民力休養を主張していた民党に対する規制は不可

欠であるが、一方では農村疲弊問題への実質的な対処なくして政権運営は不可能だと考えていたのである。井上は「今日政事ノ目的ト政府ノ義務ハ決シテ自防自衛ニ止マラズシテ進テ人心ヲ收攬シ対局ヲ牢蓋シ立憲ノ政体ヲ将来永遠ニ安全ナラシムル」ことが必要であり、「保安条例ノ発行ハ一時ノ安寧ヲ保持スルノ効力アルコト毫モ疑フヘキニ非ス」が、「政府若シ此ノ条例ノ發布ニ於テ頑ヲ鋤キ暴ヲ制スルノ手段ヲ施スト同時」に、一方では、會計法を施行して会計整理すること、地方の弊害を取り除くこと、高等官吏の綱紀肅正を行うこと、間税の繁雑さを除くこと、地租滞納処分法改正することなどが必要だと語っている。⁽⁴⁵⁾ 現状では「政府ノ人望ハ実ニ地ニ墜チタリト謂フコトヲ得ヘシ〔中略〕今日ノ現況ニシテ一変スルコト能ハザレバ国会開設ノ後ノ多数ヲ得ルコトハ萬々望ム可ラザル」⁽⁴⁶⁾ であり、農村疲弊問題への対処が必須の政治的な課題であると捉えたのである。

(2) 農村疲弊問題への対処策

以上のように、井上は農村疲弊問題の原因を税負担の

大きさと市場化に求めていたが、その解決策として、民衆が言う地租の軽減にはおよそ踏み切ることができず、市場経済化の後退もあり得ないと判断していた。しかし、農村疲弊問題を無視することもできず、井上は次のような方向で農村疲弊問題への対応をしようと考えた。

第一は、地租税率を維持することで、国家主導で社会資本整備を行って市場形成を促進するという方向である。井上は、地租負担が過重になる根本原因を農産物流通の停滞による価格低迷に見出し、鉄道敷設などを通じて、必要な市場に均等に農産物が流通すれば、農産物価格が全体として上昇すると考えた。そうすれば、地租負担は実質的に低下する。この方向こそが、真の「民力休養」となると考えたのであった。鉄道敷設などの社会資本整備には、財源が必要であったから、「民力休養」のためにも地租税率の維持は不可避だとされたのである。

井上は、一八九二年に記した民力休養批判のパンフレットにおいて「西洋各国競争ノ勢ハ我東洋ニ向テ注射シ〔中略〕我国幼稚ノ国勢ヲ振作シテ以テ此ノ局面ニ当ルハ実ニ天ノ吾人ニ負担セシムルノ所ノ逃ルベカラザル重任」であるが、「僻陬ノ地ハ運搬ノ不便ナルカ為ニ米一石

ノ価四円五十錢ナリシモ新ニ鉄道ヲ敷設シタルカ為ニ米一石ノ価五円ト為ル」はずである。これは「地租五分ノ一ヲ減ズルニ比ベテ〔中略〕農民得ル所ノ実益ハ遙ニ其ノ上ニ出ベシ〔中略〕農民ノ休養ハ地租減率ヨリモ寧口米価平準ニ在」ると考えたのであった。⁴⁷⁾さらに井上は「今日ノ急務ハ生産ノ進歩ト運輸貿易ノ發達トヲ勸導扶翼シテ以テ納税力ヲ増進セシムルニ在」り、「国家經濟ノ供給ヲ惜マスシテ内ニハ交通ヲ便ニシ生産ヲ進メ外ニハ貿易ヲ盛ニ運輸ヲ広ムルヲ得ハ〔中略〕一般ノ富力ヲ發達セシムル」と述べた上で、民力休養論が言うように「税率ヲ減シテ零碎ノ減額ヲ各戸ニ惠予スルニ比ヘテ尤實際ノ民福ヲ増幅セシムル」として、地租税率維持による国家の社会資本整備が経済発展と農村の安定化に不可避であるとの認識を示したのである。⁴⁸⁾

第二に、井上は農村疲弊問題に関する具体的な施策として、河川等の農村インフラ整備事業、農工業への金融資本整備、農業経営の改善を提案した。これらの農業経営の安定化対策を「積極主義」として理解した坂野潤治によれば、井上毅は民党の民力休養論に対抗するため、民党の経費削減論に譲歩しつつ、経費削減

によって獲得した財源によって、治水事業、興業銀行、私設鉄道の買い上げによる鉄道の拡充、北海道開拓を行うべきだと主張していた。例えば、井上は一八八六年には「河川ノ水防ヲ一地方ニ任スルハ、積年ノ後、必非常ノ水害ヲ起ス」ことにつながるとして、河川管理を地方が行うことを批判していた。「廃藩置県ノ後、国道ト一河」以外の「河川水防モ之ヲ地方ノ担任ニ歸シ地方會議ニ委ネタルカ故ニ各地ノ河川ハ、漸々ニ暴勢ヲ逞クシ、河身ハ歳ヲ遂テ高ク、堤防ハ次第二脆弱ニ傾クモ地方會議ハ大抵遠大ノ利害ヨリモ寧口目前ノ出入ヲ争フ」ことになっており、「水害ノ為ニ、年々、地力ヲ減シ、流民ヲ増シ」ているとして、中央政府が治水事業を行うべきだと考えたのである。

また、農業経営の改善策について、井上は、施肥の普及、肥料購入のための貸付、小作条例の制定、農家経営の多角化推進等が必要だと主張していた。「小作人ハ、毎常其食料ニ困ムカ為ニ、目前ノ生命ヲ維クニ急ニシテ耕田ノ肥料ヲ求ムルノ力ニ乏シク生穀ノ必要ナル栄養ヲ欠クコトヲ免レズ」、「收穫ノ時ニ至テ〔中略〕意外ノ欠耗ヲ見ル」ので、「地方長官ニ於テ便宜ニ方法ヲ設ケ或ハ貸

付ノ法ヲ行ヒ、以テ人民ヲ勸導シ、十分ニ地力ヲ尽サシムル」ことが必要であること、また「小作条例ヲ設ケテ、地主ト小作人トノ關係ヲ示スコト亦急務」であること、さらには「各地方ヲ通觀スルニ、副産業アルノ地方ハ、大抵甚シキ困難ヲ見ルニ至ラ」ないので「今日ニ及テ、農民ノ為ニ一種ノ副産業ヲ勸導スルコト」⁽⁵⁰⁾が必要だと述べていた。

坂野によれば、第二議会の予算案は、井上のかかる構想に加えて、軍拡のための費用を盛り込んだ形で作成されると同時に、信用組合法、農会法等の農業改良をめざす法案も提出されており、政府は、議会に民力休養か、積極主義かの選択を迫って、政治的合意を獲得しようとしていた。⁽⁵¹⁾しかし、当時の財政規模では、積極主義による社会資本整備を行おうとしても、その財政規模では微少な効果しか期待し得なかつたため、地租軽減論を懐柔することはできなかつたと坂野は評価している。いずれにせよ、井上の構想には、地租を維持しつつ、適切な社会資本整備、農家経営の市場経済への適合を行うことが念頭にあり、市場化を徹底することで、農家経営の安定を図ろうとした構想と捉えられる。農家経営の安定は、

すなわち「家」の実態的基盤の安定になる。井上は市場化を前提に「家」を安定化しようとしたのである。

さらに、井上は農家経営の解体を想定した施策の必要性も主張した。これが、農村疲弊問題に対する井上の第三の対処策である。具体的には、まず、過重な地租による農家経営の解体に際して、一定のルールを設けるべきだと主張した。井上は、そのルールとして、①地租延滞処分は可能なかぎり動産で行って、生産手段である土地の公売は極力避けて最終手段とすること、②特に災害による地租納税遅延については、不動産公売を行う前に一年の地租延滞を認めること（一年の後、未払いの場合は公売を行う）、③災害による延滞が許可される期間、地方が「共同救恤」を行うことを、一八八八年に提案していた。⁽⁵²⁾地租滞納処分に関するルール化は、この意見案が出された翌年の一八八九年に国税滞納処分法として実現している。国税滞納処分法では、井上の提案のうち、災害の際の一年の地租延滞が認められておらず、地方による「共同救恤」の実施についても言及されていない。とは言え、滞納処分に際しての財産処分の順序（動産↓不動産）などは規定されており、農業経営解体を容認しつつ

も、農業経営の根幹である土地をできるだけ手元に残そうとする配慮という点では、一定の実現を見たといえる。

さらに井上は、農業経営解体前後の人々への恩恵的救貧を行う必要性を主張していた。農業経営が危機に瀕した際の「共同救恤」、子ども・老人・障害者・病人に対する救貧を地方税で行うことを提言したのである。

当時、救貧は、基本的には恤救規則（明治七年）によつて行われていたが、その対象は①「極貧ノ者独身ニテ廃疾ニ罹リ産業ヲ営ムニ能ハサル」者、②「独身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ営ムニ能ハサル者」、③「独身ニテ十三年以下ノ者」に限定されており、非独身者の場合は、家にいる他の人間が「七十年以上十五年以下」で、その者も「廃疾」「重病或ハ老衰」している場合にのみ、救貧は限られた。原則として、本人のほか同一戸籍の者がいれば、救貧を受けることはできなかったのである。井上は、この恤救規則の狭さを打開して、もう少し広い範囲で救貧を行う必要があると考えていた。すなわち「貧民中ノ八歳以上十五歳以下ノ児童ノ為ニ養育院ヲ設ケ相応ノ生活教育ヲナス事 貧民中盲者老病者ニ限り養育スル事 廃疾者ハ乞食免許ノ札ヲ与フ

ル事」が必要であり、「今全国ノ賦金、五十万円ニシテ、其一分ヲ内務ニ収メ、一分ヲ衛生費トシ一分ヲ警察ノ探偵費トス、此中ヲ割テ十五万円ヲ以テ慈善補助ノ費ニ当テハ政府ニ於テ必シモ徒費タラズ」として、救貧の必要性を提案したのである。⁵³⁾

以上のような構想は、一八九〇年一二月、第一議案に提出された窮民救助法案によつて実現がめざされた。窮民救助法案は「不具廃疾重傷老衰其ノ他災厄ノ為メ自活ノ力ナク飢餓ニ迫ル者」、「養育者ナキ孤児及引受人ナキ棄児迷児」を救助が必要な窮民と定義しており（二条）、恤救規則よりも救貧の対象を拡大していた。内務次官・白根専一は法案を提出した理由として、現在、人々は「鰥寡孤独ニ止マラズ〔中略〕一時ノ災疫ノ為ニ苦メラレテ」いるが、恤救規則では対策が「狭隘ナルヲ恐レル場合ガ生ジテ来マス」と語り、恤救規則の狭隘性を是正するために、窮民救助法案を提出したと述べている。もちろん、救助は無制限に行われるわけではなく、「救フベカラザル、救ハナクテモヨイ、マダ窮民タル度合ニ至ラヌモノヲ救フ〔中略〕或ハソレニ馴レルト云フトコロノ弊害」を避けるために、救助は「不具廃疾重傷老衰其ノ他災厄ノ為

メ自活ノ力ナク飢餓ニ迫ル者」に限られたが、ともあれ、従来の救貧体系を修正し、対象の拡大を図ろうとしたものであった点は確認できよう。⁽⁵⁴⁾

さらに、恤救規則では、戸籍に他の人間がいる場合、原則として救貧を認めなかったのに対し、窮民救助法は「戸籍家族養育義務者ノ有無生計其ノ他一身上ノ情態ヲ調査」した上で救貧が決定する（一三条）とはいえ、戸籍上の家族に扶養能力がない場合には、戸籍上の家族が存在していても、窮民に救助を行おうと考えていた。内務次官・白根は「飢餓旦夕ニ迫ツテ、如何トモスルコトガ出来ヌ」人で「親戚ハナイカ、親戚ガアツテモ救助スル程ノ力ガ或ハナイ〔中略〕ト云フモノヲ、其儘打やつテ於クコトガ出来マセウカ」と⁽⁵⁵⁾、親戚があつても扶養できない場合には、救助を行うと発言している。しかし、窮民救助法は、衆議院において租税負担の拡大を恐れる民党の強い反対に遭遇して、否決されている。

(3) 社会的秩序維持のための権威的家族秩序の利用——旧民法の修正

以上のような農村疲弊問題への具体的な対処策は、井上毅が体系的に提言し、井上主導で法案化が進められたが、いずれも、政府内部でその必要性が了承されていたものであった。井上の構想が政府の主流派と異なっていたのは、必ずしも政府内部で合意形成がされていなかった社会秩序維持のための権威的家族秩序を利用を政策課題として位置づけた点であった。

井上は、帝国議会開設にあたり、旧民法断行派が多数を占める政府の中で、旧民法見直しを再三にわたって主張していた。井上は「初期議會ニ下付セラルヘキ議案ハ〔中略〕ナルヘク高等警察ニ係ル法案ヲ避ケ教育又ハ実業ニ係リ或ハ人民ノ私権ニ係ル法案ヲ以テス」べきであると主張し、鉱法、帰化法、商工会議所法、小学校令、工業銀行法、水利土功組合条例、道路条例と並んで、民法人事編を提出すべき議案としてあげていた。⁽⁵⁶⁾

井上が旧民法のどのような点に不満を持っていたのかを示す史料は、管見の限り、見出せていないが、井上の

刑法批判は存在しており、そこから井上が権威的家族秩序を日本の道徳の源泉と見なしていたことが読み取れる。

井上は「東西ノ思想ハ決シテ混和スルコト能ザル」が、日本においては「忠孝ヲ以テ治道ノ原ト為スハ歴代帝王ノ遺訓ニシテ我カ臣民ノ今日ニ至リ依遵敬重シテ以テ社会ノ幸福ヲ為ス」ところだと考えていた。「欧州亦我我国民父母ニ孝ナルノ俗ヲ贊美スル者多」く、「本国固有ノ倫理綱常ヲ以テ道徳ノ源ト為スニ疑ヒナカラシ」⁽⁵⁷⁾むとして、伝統的家族秩序が日本社会の道徳的源泉であると考えたのである。その上で、刑法が規定している家族秩序維持のための規定がなお不十分であるとして、いくつかの規定に関して、刑法改正を提案していた⁽⁵⁸⁾。ここでは、祖父父母母に対する孝とともに、「東洋ノ人ハ宗祀ノ義ヲ重ンシ父ノ宗ニ厚クシテ母ノ戚ニ殺ク、夫ハ妻ノ綱タリ而シテ家ニ尊ナシ西洋ノ俗ハ男女同等ニシテ、夫ニ妻党ニ於ケルハ猶妻ノ夫党ニ於ケルカ如ク子ノ母党ニ於ケルハ猶其ノ父党ニ於ケルカ如シ此レ其ノ源流ノ義既ニ別ニシテ相混同スヘカラサル」⁽⁵⁹⁾と、夫系によって受け継がれる「家」の権威を強調していた。総じて権威的家族秩序の強化が求められていたのである。以上のような刑法批判

の認識は、旧民法批判にも共通すると考えられよう。

以上のように、井上は農村疲弊問題への対処の必要性を認識し、その方法として、民党らが主張していた地租軽減ではなく、地租税率を維持して社会資本整備や農家経営改善を行いつつ、市場に農家経営を適合させることによつて、農家経営を安定化させることを対置した。同時に、農家経営破綻にも対応すべく、破綻の際のルール化と救済の必要性を主張していた。井上は、これら施策に加えて、権威的家族秩序を道徳として動員して、社会的安定を図ろうと考え、刑法や民法の権威的家族秩序の強化を主張したのである。

井上と同じように、民力休養反対・旧民法実施反対を唱えた議員は、議会にも少なからず存在していた。例えば、政府系議員であった千家尊福は「政府ノ将来ニ向ツテ為サムトスル所ノ事業ハ尽ク民力ノ養成ノタメナザルモノハナイ」、「夫レノミナラズ国防ノ上ニ取ツテモ〔中略〕」⁽⁶⁰⁾ 尽ク国防ノ完備ヲ図ルノ外ハナイ」として、民力休養論を斥けた。さらに現状については、民力休養論が心配するような農村の疲弊ばかりでなく、「財産家ノ殖工テ

参ツタカ所モアルニ相違ナイ」、「民間ニ追々余裕ヲ生ジ

テ参ツテ国力ノ進歩シタ」として、井上と同じく、地租税率維持、社会資本整備による経済成長の徹底を肯定していたのである。⁽⁶⁰⁾ その一方で、千家は、旧民法が「民情ニ違ヒ習慣ニ背キ法文難渋ニシテ意義明晰ヲ欠キ不備欠典少カラザル」として、民・商法典施行の延期を建議した「民法及商法ニ関スル建議案」（一八九一年二月一三日第一回帝国議会で貴族院に提出され、可決されている）に賛成している。また、「民法及商法ニ関スル建議案」を提出した小畑美稻も、民力休養反対、旧民法反対という点で、井上と同じ立場であった。さらに、政府系の衆議院議員であった末松謙澄は民力休養反対、旧民法修正を唱えると同時に、窮民救助法にも共同体的温情の実現という観点から、賛成している。井上のように、社会資本整備を通じた経営の安定、農家経営解体への対処、旧民法の延期・修正による権威的家族秩序の強化を志向する政治勢力は、政府系議員を中心に少なからず、形成されてきていたのである。

おわりに

本稿で明らかにしたように、民法典論争当時、政府と民党・保守派は民力休養をめぐる対立を繰り広げていたが、旧民法実施については両方に断行を主張する勢力が存在していた。彼らは市場ルールの確立の必要性和条約改正のために民法典の施行を急ぐとともに、民法延期派が重視していた社会的混乱の解決にとつても、民法典の志向が不可欠だと考えていた。家族についても、民法上の権利付与を通じた安定が必要だと考えていた。

しかし、同時に、民力休養論を主たる争点として、当時の社会的混乱状況への対処をめぐる対立が激化する中で、民力休養を主張する側からも、民力休養を退ける側からも、それぞれの政治構想の中に権威的家族秩序の強化を位置づける議論が台頭する。民力休養を唱えつつ、旧民法を批判した民党の一部議員は、必ずしも権威的家族秩序の強化を自らの政治構想に位置づけてはいなかったが、既存家族経営の安定という観点から、旧民法批判を行った。こうした議論の連合が、旧民法延期論であったといえる。

周知の通り、伝統的な家族秩序や共同体的慣行の強化を強調する議論は、なにもこの時期固有の構想ではない。とはいえ、旧民法編纂までの過程で、伝統的な家族秩序や共同体的慣行の強化を重視する潮流は明らかに軽視されていた。しかし、資本主義化と近代国家化が未だ充分に軌道にのらず、その弊害が社会的にも政治的にも隠蔽されずに露呈し、こうした事態を問題視する勢力が議会において一定の政治的位置を獲得したこの時期になつて、政治的主流に位置づけられることとなつたのである。しかも、伝統的な家族秩序や共同体的慣行の強化は、資本主義化、市場化を徹底させることを前提に主張されたのである。

本稿が明らかにしたように、民法典論争の中で、民力休養を主張する陣営と地租税率維持を主張する陣営の両方から旧民法批判が台頭してくるわけだが、実は、このふたつの旧民法批判は、経済成長が軌道に乗れば、その対立を解消しうる性質を持った構想であつたように思われる。社会資本整備と経済成長を進めて、個別の農家経営が安定すれば、井上毅らが必要としていた、家族経営破綻の場合の対処策としての救貧整備は残余的なもので

すむ。この段階では、井上らの構想の中から、救貧の整備という課題は抜け落ち、社会資本整備と市場化の徹底による農家経営安定のための施策と権威的家族秩序の強化が残されることとなる。一方、民力休養論についても、経済成長が実現すれば、民力休養論の基盤となつていた農村の疲弊状況が一定改善されるため、民力休養論のトーンも落ち、地租徴税を財政的基盤とする社会資本整備への同意がなされるようになる。すなわち、民力休養を否定しつつ旧民法批判を行った勢力と、民力休養を主張しつつ旧民法批判を行った勢力との違いが希薄化するのである。

このような状況になれば、両方の勢力の主張は、内容的には、社会資本整備と市場化による農家経営の安定に焦点化され、権威的家族秩序の再建に向けた「共同」がなされることになる。こうした構図を前提に構想されたのが、明治民法であつたと思われる。この段階で、今度は市場化と権威的家族秩序の論理が正面から対立して、権威的家族秩序の再建に障害をもたらすことになるのだが、その検討は別稿での課題としたい。

【注】

- (1) 平野義太郎『日本資本主義の機構と法律』明善社、一九四九年
- (2) 手塚豊「明治二三年民法(旧民法)における戸主権―1、2、3」『法学研究』二六卷一〇号、一九五三年／同二七卷六号、一九五四年／同二七卷八号、一九五四年
- (3) 依田精一『家族思想と家族法の歴史』吉川弘文館、二〇〇〇年
- (4) 熊谷開作「民法典論争とその意義」『家族問題と家族法 I 家族』酒井書店、一九五七年、遠山茂樹「民法典論争の政治史的考察」『明治研究叢書四 民権論からナシヨナリズムへ』御茶ノ水書房、一九五七年、利谷信義「『家』制度の構造と機能——『家』をめぐる財産関係の考察(1)／(2)(以下『家』の構造』と記述)』『社会科学研究』一三卷一号、一九六一年／一三卷二、三号、一九六二年、同「明治民法における『家』と相続」『社会科学研究』二三卷一号、一九七一年。但し、利谷は、熊谷、遠山とは異なり、旧民法批判は絶対主義的だった。が、明治民法はなお、近代的資本主義的側面が強いとして、旧民法批判と明治民法の論理を違いを強調している。
- (5) 例えば、有地亨「明治民法と『家』の再編成」青山道夫 編『講座家族七』弘文堂、一九七四年。石田雄『明治政治思想史研究』未來社、一九五四年
- (6) 水林彪「第一議会における憲法第六七条問題と第三議会における民法典論争」『法学協会雑誌』八九卷一二号、一九七二年
- (7) 安田浩「近代天皇制国家試論」藤田勇編『権威的秩序と国家』東京大学出版会、一九八七年。また、筒井正夫「近代国家成立期における『名望家層』の役割」『歴史学研究』五九三号、一九八九年
- (8) 中川清『日本の都市下層』勁草書房、一九八五年
- (9) 千本暁子「日本における性別役割分業の形成」『制度としての〈女〉——性・産・家族の比較社会史』平凡社、一九九〇年
- (10) 和仏法律学校校友会「法典実施断行意見」『法律雑誌』第八八四号、一八九二年五月二五日。星野通『明治民法編纂史研究』(ダイヤモンド社、一九四三年)に収録されているものを使用した。
- (11) 「第三回帝国議会貴族院議事速記録一三号」、一八九二年五月二八日
- (12) 和仏法律学校校友会「法典実施断行意見」
- (13) 「第三回帝国議会衆議院議事速記録二四号」一八九二年

六月一日。但し、渡辺は、衆議院での議論の終盤で、旧民法のうち家族法に関わる部分だけを延期する修正案を提案している。

(14) 前掲「第三回帝国議会衆議院議事速記録二四号」。島田も、渡辺又三郎同様、旧民法のうち家族法に関わる部分だけを延期する修正案を提案した。

(15) 利谷信義「『家』の構造」論文、近藤佳代子「民法典編纂過程における夫婦財産関係」『法制史研究』三九号、一九八九年。

(16) 第一草案が、妻の財産上の権利と家族生活の安定化を結びつけて構想していた点については、拙稿「近代民法における家族モデルの家長的性格とその根拠」『唯物論研究年誌』一三号、青木書店、二〇〇八年

(17) 井上操『民法詳解 四』四一九〜四二〇頁、大阪・宝文館、一九九二年

(18) 妻が動産不動産の売買、借財、訴訟等々の行為を行う場合、夫の許可を必要とした法典調査会案に対して、磯部は、夫が許可しない場合でも、裁判所の許可を得て諸行為を行うことができるようにすべきだという提案した。

磯部の発言は、その際に交わされたものである。「第六回総会議事速記録」（法務大臣官房司法法制調査部『日

本近代資料叢書一二）商事法務研究会、一九八八年）

(19) 前掲「第六回総会議事速記録」
(20) 「第三回帝国議会貴族院議事速記録第一号」一九九二年五月二六日

(21) 前掲「第三回帝国議会貴族院議事速記録第一号」
(22) 前掲「第三回帝国議会衆議院議事速記録二四号」

(23) 前掲「第三回帝国議会貴族院議事速記録第一号」
(24) 村田保、前掲「第三回帝国議会貴族院議事速記録第一号」

(25) 「第一回帝国議会貴族院議事速記録第二八号」一九九一年二月一三日

(26) 前掲「第三回帝国議会貴族院議事速記録第一号」
(27) 沼田哲『元田永孚と明治国家』吉川弘文館、二〇〇五年

(28) 保守派の立憲論の相違に関し、小林和幸「谷干城における『民権』と『天皇』」『駒澤史学』五四卷、一九九九年。

(29) 「施政ノ方針ニ関スル建議案」（第二回帝国議会貴族院議事速記録第一二号）、一九九一年二月一四日

(30) 前掲「施政ノ方針ニ関スル建議案」
(31) 「第二回帝国議会貴族院議事速記録第一二号」一九九一年二月一四日

- (32) 前掲「第二回帝国議会貴族院議事速記録第一二二号」
 (33) 前掲「第二回帝国議会貴族院議事速記録第一二二号」
 (34) 前掲「第二回帝国議会貴族院議事速記録第一二二号」
 (35) 「第三回帝国議会貴族院議事速記録第一二二号」一八九二年五月二七日
 (36) 「第三回帝国議会衆議院議事速記録第二二二号」一八九二年六月八日
 (37) 前掲「第一議會における憲法第六七条問題と第三議會における民法典論争」
 (38) 『報知郵便新聞』一八九二年五月二五日号
 (39) 但し、保守派は民党の主張する、農村における旧慣保護を肯定していた。鳩山らが提出した「法典実施延期案」には、保守派の元田肇が提案者として加わっている。
- (40) 井上毅「地方政治改良意見案」一八八六年(『井上毅伝 史料編一』四九〇頁、國學院大學図書館、一九六六年)
 (41) 前掲「地方政治改良意見案」(『井上毅伝 史料編一』四七五〜四七六頁)
 (42) 前掲「地方政治改良意見案」(『井上毅伝 史料編一』四七八頁)
 (43) 前掲「地方政治改良意見案」(『井上毅伝 史料編一』四七七頁)
- (44) 前掲「地方政治改良意見案」(『井上毅伝 史料編一』四九三頁)
 (45) 井上毅「保安条例意見」一八八七年二月二九日(『井上毅伝 史料編一』六一七〜六一八頁)
 (46) 前掲「保安条例意見」(『井上毅伝 史料編一』六一九〜六二〇頁)
 (47) 井上毅「国ノ境遇下地租」一八九二年三月(『井上毅伝 史料編三』六一六〜六一七頁、國學院大學図書館、一九六九年)
 (48) 前掲「国ノ境遇下地租」(『井上毅伝 史料編三』六一八頁)
 (49) 前掲「地方政治改良意見案」(『井上毅伝 史料編一』四八七頁)
 (50) 前掲「地方政治改良意見案」(『井上毅伝 史料編一』四九三頁)
 (51) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』東京大学出版会、一九七一年
 (52) 井上は、「地租滞納処分改正意見案」一八八八年一月八日(『井上毅伝 史料編二』國學院大學図書館、一九六八年)で「別冊バヴ井エルン国ノ免税規則」の「概意ハ我方旧検見法二類シ四分一以上ノ損毛二ハ減税ヲ許スノ

法」であり、「彼ノ独乙各国ニハ租税ハ何等ノ事由アリ共減税ヲ許サスト云ヘル説ノ是ナラサル事ヲ証明スルニ足ル」と述べ、日本でも同様の措置をとるべきだと主張した。具体的には「一 収納物ヲ差押ヘテ不動産ニ先ツ手ヲ着ケザル事、二 不動産ノ公売ハ必地方長官ノ処分ヲ請フ事、三 實際ノ罹災者ニシテ事情憫諒スヘキハ地方長官ヨリ大蔵大臣ニ具状シ大蔵大臣ハ一年ヲ限り延納ヲ許スコトヲ得ル事 右ハ既ニ収納物及動産ヲ公売シテ仍不足スルトキノ事ナリ 但延納二年ニ亘ルトキハ何等ノ事情アルトモ不動産ノ公売ヲ免レズ、四 戸数割ニ対シテハ不動産ノ公売ヲ許サザル事 但延納期限内ニ府県会及町村ニ於テ共同救恤ノ方法ヲ思考スルコトヲ内務ヨリ勸導セシムヘシ」ことを提案していた。

(53) 前掲「地方政治改良意見案」(『井上毅伝 史料編一』四九五〜四九六頁)

(54) 「第一回帝國議會衆議院議事速記録四号」一八九〇年一月二六日

(55) 前掲「第一回帝國議會衆議院議事速記録四号」

(56) 井上毅「第一議會施策意見」一八八九年冬(『井上毅伝 史料編二』二〇八〜二〇九頁)

(57) 井上毅「刑法中親屬ニ係ル条項ノ改正ヲ要スル議」『国

家学会雜誌』五卷五二号、一八九一年

(58) 井上の旧刑法批判の要点は、家族に関しては二点に整理できる。第一は、尊属殺に対する刑の過重を徹底させるべきだという批判である。旧刑法は権威的家族秩序を維持するため、祖父母父母に対する殺人への刑の過重(三六二条)、祖父母父母に対する殴打・監禁・脅迫等に対する刑の過重(三六三条)、祖父母父母に対する衣食不供給に対する罪(三六四条)を規定していた。通常の殺人の場合、三〇九〜三一五条に規定された「殺傷二関スル宥恕及ヒ不論罪」によつて、いわゆる正当防衛等については刑を論じないとされたが、尊属殺に対しては「殺傷二関スル宥恕及ヒ不論罪」を適用しないと規定していた。しかし、七五条には、殺人を含む全犯罪に関し、正当防衛について刑を論じないという不論罪を定める一般規定が存在しており、七五条は尊属殺等にも適用を排除していなかった。井上は、尊属殺等に対して、三〇九〜三一五条の適用は排除されても、一般的な不論罪を定めた七五条が適用される可能性があると指摘して、いかなる事情であっても、尊属に対する犯罪には刑を科するべきだと主張した。第二は、刑法上の親属範囲について、旧刑法が妻と夫、父と母の親属を同じように親属として

扱い、継父・異父兄弟姉妹を親属としたことへの批判である。井上は、親属の範囲は夫・父の親属が優先され、継父・異父兄弟姉妹も実父・実兄弟姉妹と格差をつけるべきだと主張した。総じて、井上は、尊属と夫・父の権威を強化する方向での改正を主張したといえよう。

前掲 「刑法中親属ニ係ル条項ノ改正ヲ要スル議」

(60)(59) 前掲 「第二回帝國議會貴族院議事速記録第一二号」

二〇〇九年一月四日受稿

二〇〇九年一月三〇日レフエリーの審査を経て掲載決定